



令和5年第3回(9月)定例会

# 御杖村議会会議録

令和5年9月 7日開会

令和5年9月15日閉会

御杖村議会



## ◎目 次

|  |      |
|--|------|
| 第1号（9月7日）  | —1—  |
| ◎議事日程  | —2—  |
| ◎本日の会議に付した事件   | —3—  |
| ◎出席議員(6名)  | —3—  |
| ◎欠席議員(1名)  | —3—  |
| ◎会議録署名議員   | —3—  |
| ◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名  | —3—  |
| ◎職務のため議場に出席した事務局職員   | —3—  |
| ◎〔発言記録〕  | —4—  |
| ◎開会及び開議の宣告   | —4—  |
| ◎会議録署名人の指名   | —4—  |
| ◎会期の決定   | —4—  |
| ◎諸般の報告(議会運営委員会)  | —4—  |
| ◎諸般の報告(例月出納検査)   | —5—  |
| ◎諸般の報告(宇陀衛生一部事務組合議会)   | —5—  |
| ◎諸般の報告(桜井宇陀広域連合議会)   | —6—  |
| ◎諸般の報告(曾爾御杖行政一部事務組合議会)   | —6—  |
| ◎諸般の報告(東宇陀環境衛生組合議会)  | —6—  |
| ◎行政報告  | —7—  |
| ◎一般質問  | —8—  |
| 山岡議員「米の直接支払制度等について」  | —8—  |
| 山岡議員「带状疱疹予防接種について」   | —9—  |
| 張間議員「入学支度金制度について」  | —11— |
| ◎御杖村選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について   | —13— |
| ◎承認第6号専決処分の承認を求めることについて<br>(令和5年度御杖村一般会計補正予算(第4号))<br>〔上程、説明、総括的質疑、付託〕 | —13— |
| ◎議案第32号御杖村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について<br>〔上程、説明、質疑、討論、採決〕                  | —14— |
| ◎議案第33号地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について<br>〔上程、説明、質疑、討論、採決〕            | —15— |
| ◎休憩【午前11時00分】  | —16— |
| ◎再会【午前11時05分】  | —16— |
| ◎議案第34号スクールバス購入契約の締結について<br>〔上程、説明、質疑、討論、採決〕                           | —16— |
| ◎議案第35号御杖村過疎地域持続的発展計画の変更について<br>〔上程、説明、質疑、討論、採決〕                       | —17— |
| ◎議案第36号令和5年度御杖村一般会計補正予算(第5号)の議定について<br>〔上程、説明、総括的質疑、付託〕                | —18— |

|  |      |
|--|------|
| ◎議案第37号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議定について  |      |
| [上程、説明、総括的質疑、付託] .....   | —19— |
| ◎議案第38号令和5年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第1号)の議定について  |      |
| [上程、説明、総括的質疑、付託] .....   | —19— |
| ◎認定第1号令和4年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号令和4年度御杖村介護特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号令和4年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |      |
| [上程、説明、一括総括的質疑、付託] .....   | —20— |
| ◎同意第10号御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて、   |      |
| [上程、説明、採決] .....   | —25— |
| ◎報告第2号継続費精算報告書について   |      |
| [上程、報告、質疑] .....   | —25— |
| ◎報告第3号令和4年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価の報告について   |      |
| [上程、報告、質疑] .....   | —26— |
| ◎散会の宣言 .....   | —28— |
| 第2号（9月15日） .....   | —29— |
| ◎議事日程〔審議結果〕 .....  | —30— |
| ◎本日の会議に付した事件 .....   | —30— |
| ◎出席議員(6名) .....  | —30— |
| ◎欠席議員(1名) .....  | —30— |
| ◎会議録署名議員 .....   | —30— |
| ◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名 .....  | —30— |
| ◎職務のため議場に出席した事務局職員 .....   | —31— |
| [発言記録] .....   | —32— |
| ◎開議の宣言 .....   | —32— |
| ◎承認第6号専決処分の承認を求めることについて(令和5年度御杖村一般会計補正予算(第4号))   |      |
| [上程、委員長報告、委員長質疑、討論、採決] .....   | —32— |
| ◎議案第36号令和5年度御杖村一般会計補正予算(第5号)の議定について、議案第37号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議定について、議案第38号令和5年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第1号)の議定について  |      |
| [一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑] .....   | —33— |
| ◎議案第36号令和5年度御杖一般会計補正予算(第4号)の議定について   |      |
| [討論、採決] .....  | —33— |
| ◎議案第37号令和5年度御杖国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議定について   |      |
| [討論、採決] .....  | —34— |
| ◎議案第36号令和5年度御杖介護保険特別会計補正予算(第1号)の議定について   |      |
| [討論、採決] .....  | —34— |

|  |        |
|--|--------|
| ◎認定第1号令和4年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号令和4年度御杖村介護特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号令和4年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |        |
| [一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]   | — 35 — |
| ◎認定第1号令和4年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について  |        |
| [討論、採決]  | — 35 — |
| ◎認定第2号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  |        |
| [討論、採決]  | — 36 — |
| ◎認定第3号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  |        |
| [討論、採決]  | — 36 — |
| ◎認定第4号令和4年度御杖村介護特別会計歳入歳出決算の認定について  |        |
| [討論、採決]  | — 36 — |
| ◎認定第5号令和4年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について   |        |
| [討論、採決]  | — 37 — |
| ◎発委第5号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)  |        |
| [上程・採決]  | — 37 — |
| ◎発委第6号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)   |        |
| [上程・採決]  | — 37 — |
| ◎閉議及び閉会の宣言   | — 38 — |
| ◎議事録署名   | — 39 — |



(令和5年9月7日)

## 令和5年第3回(9月)御杖村議会定例会(第1号)

令和5年9月7日(木)

開議 午前10時00分

### ◎議事日程〔審議結果〕

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| ・議会運営委員会        | 8月24日     |
| ・例月出納検査         | 5月・6月・7月分 |
| ・宇陀衛生一部事務組合議会   | 7月11日臨時会  |
| ・桜井宇陀広域連合議会     | 7月11日臨時会  |
| ・曾爾御杖行政一部事務組合議会 | 7月26日臨時会  |
| ・東宇陀環境衛生組合議会    | 8月 4日臨時会  |

第4 行政報告

第5 一般質問

第6 御杖村選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について〔選挙〕

第7 承認第6号〔予算決算委員会付託〕

専決処分の承認を求めることについて

(令和5年度御杖村一般会計補正予算(第4号))

第8 議案第32号〔原案可決〕

御杖村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

第9 議案第33号〔原案可決〕

地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第10 議案第34号〔原案可決〕

スクールバス購入契約の締結について

第11 議案第35号〔原案可決〕

御杖村過疎地域持続的発展計画の変更について

第12 議案第36号〔予算決算委員会付託〕

令和5年度御杖村一般会計補正予算(第5号)の議定について

第13 議案第37号〔予算決算委員会付託〕

令和5年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議定について

第14 議案第38号〔予算決算委員会付託〕

令和5年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第1号)の議定について

第15 認定第1号〔予算決算委員会付託〕

令和4年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について

第16 認定第2号〔予算決算委員会付託〕

令和4年度御杖簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第17 認定第3号〔予算決算委員会付託〕

令和4年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第18 認定第4号〔予算決算委員会付託〕

令和4年度御杖村介護特別会計歳入歳出決算の認定について

第19 認定第5号〔予算決算委員会付託〕

令和4年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について



**第20 同意第10号 [原案同意]**

御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて

**第21 報告第2号 [報告済]**

継続費精算報告について

**第22 報告第3号 [報告済]**

令和4年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する  
点検・評価の報告について

**◎本日の開議に付した事件**

議事日程に同じ

**◎出席議員(6名)**

|          |    |       |
|----------|----|-------|
| 議長 葛城昌俊君 | 1番 | 張間裕子君 |
| 2番 廣口芳弘君 | 4番 | 古川芳明君 |
| 6番 山岡隆良君 | 7番 | 松岡一生君 |

**◎欠席議員(1名)**

8番 木村忠雄君

**◎会議録署名議員**

1番 張間裕子君      2番 廣口芳弘君

**◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名**

|           |       |
|-----------|-------|
| 村長        | 伊藤収宜君 |
| 教育長       | 鈴木泰弘君 |
| 副村長       | 中嶋英樹君 |
| 総務課長      | 今井智君  |
| むらづくり振興課長 | 片岡保昌君 |
| 教育委員会次長   | 中村康幸君 |
| 住民生活課長    | 仲子雄史君 |
| 産業建設課長    | 古谷匡敏君 |
| 保健福祉課長    | 川上隆二君 |
| 会計管理者     | 松本慶一君 |

**◎職務のため議場に出席した事務局職員**

事務局長 森本成則君

散会 午後12時04分

## ◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

## ◎開会及び開議の宣言

○議長(葛城昌俊君):皆さん、おはようございます。令和5年第3回定例会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。なお、本日の会議に際し、木村議員より病気療養のため欠席届が出ております。ただ今の出席議員は6名です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の令和5年第3回御杖村議会定例会は成立致しました。よって、ただ今から、開会致します。ただちに、本日の会議を開きます。

## ◎会議録署名議員の指名

○議長(葛城昌俊君):本日の議事日程は、別紙第1号のとおりとします。日程第1会議録署名議員の指名を行います。御杖村議会会議規則第127条の規定に基づき、会期中における会議録署名議員は、1番張間裕子君、2番廣口芳弘君を指名します。

## ◎会期の決定

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第2会期の決定を行います。お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月15日までの9日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月15日までの9日間と決定しました。

## ◎諸般の報告(議会運営委員会)

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第3諸般の報告を行います。はじめに、8月24日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、松岡一生君。

○委員長(松岡一生君):議長。7番松岡。

○議長(葛城昌俊君):松岡一生君。

○委員長(松岡一生君):それでは、8月24日に開催いたしました議会運営委員会の会議結果について、報告をいたします。当日は、木村委員が病気療養のため欠席でありましたが、御杖村議会委員会条例第12条の規定による定足数に達していたことから、令和5年第3回9月定例会の運営について協議を行いました。まず、会期及び会期中の日程について協議を行い、会期を9月7日から15日までの9日間とし、会期中の日程については、9月7日午前10時開会、全員協議会を9月8日午前9時30分開会、予算決算委員会を9月12日午前10時開会、続会議を9月15日午前10

時開会と決定いたしました。また、一般質問については、通告締切を9月1日とし、質問日は、9月7日の開会日と決定いたしました。次に、開会日における、議事日程および議事進行の取り扱いについて協議を行いました。協議の内容であります、議会提出の御杖村選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙については、開会日選挙とし、次に村長提出の専決を含む補正予算4件及び決算認定5件については予算決算委員会へそれぞれ付託することとし、条例2件、契約1件、計画1件、同意1件については、開会日に即決することと致しました。また、継続費精算報告及び令和4年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価の報告については、開会日報告と致しました。なお、本定例会において、むらづくり委員会の開催日程が削除されたことから、むらづくり委員会廣口委員長より、次回定例会開会まで、むらづくり委員会の閉会中における継続調査の申し出をすることについて諮られ、続会日に提出することと決定されました。最後に、次回令和5年第4回定例会の会期を検討するため、「継続調査申出書」を、続会日に提出することを決定して委員会を閉じました。以上で、議会運営委員会の報告といたします。

○議長(葛城昌俊君):松岡委員長、ご苦労様でした。

### ◎諸般の報告(例月出納検査)

○議長(葛城昌俊君):次に、監査委員より例月出納検査について、5月から7月分の検査報告をいただいています。抜粋の写しを配布しておりますので、報告といたします。

### ◎諸般の報告(宇陀衛生一部事務組合議会)

○議長(葛城昌俊君):次に、7月11日に開催されました宇陀衛生一部事務組合議会臨時会の報告を求めます。派遣議員を代表して、1番張間裕子君よりお願いします。

○1番(張間裕子君):議長、1番張間。

○議長(葛城昌俊君):張間裕子君。

○1番(張間裕子君):ただいま、議長の許可を得ましたので、令和5年宇陀衛生一部事務組合議会第1回臨時会の報告をさせていただきます。去る7月11日午前9時30分より、令和5年宇陀衛生一部事務組合議会第1回臨時会が宇陀市人権交流センターに於いて、開催されました。出席した組合議会議員は14名で、本村からは山岡議員とわたくし張間が出席いたしました。管理者である宇陀市金剛市長より収集の挨拶の後、日程に基づき、議事録署名議員の指名、会期の決定を行い議事に入りました。会期については、議事終了までと決定されました。同意第1号、宇陀衛生一部事務組合監査委員選任同意について議題となりました。これについては、任期満了に伴い選任するもので、審議の結果、議会選出の監査委員に曾爾村議会の田中稔一議員が選任され、臨時会は終了いたしました。なお、終了後宇陀衛生センター基幹的設備改良工事について事務局より説明を受け、施設を視察しました。以上簡単ではございますが、宇陀衛生一部事務組合臨時会の報告と致します。

○議長(葛城昌俊君):張間議員、ご苦労様でした。

## ◎諸般の報告(桜井宇陀広域連合議会)

- 議長(葛城昌俊君):次に、同じく7月11日に開催されました桜井宇陀広域連合議会臨時会の報告ですが、議事の進行上、報告書の写しを配布させていただいておりますので、写しをもって報告に変えさせていただきます。

## ◎諸般の報告(曾爾御杖行政一部事務組合議会)

- 議長(葛城昌俊君):次に、7月26日に開催されました曾爾御杖行政一部事務組合議会臨時会の報告を求めます。派遣議員を代表して、2番廣口芳弘君よろしくお願ひします。
- 2番(廣口芳弘君):議長、2番廣口。
- 議長(葛城昌俊君):廣口芳弘君。
- 2番(廣口芳弘君):それでは、曾爾御杖行政一部事務組合議会の報告をさせていただきます。去る7月26日木曜日、午後1時30分から、令和5年曾爾御杖行政一部事務組合議会臨時会が、御杖村役場3階会議室で開催されました。曾爾村からは、過日の議会議員選挙並びに派遣議員の選挙により、新たに当選されました、佐治議員、東口議員、大向議員が出席され、御杖村からは葛城議員とわたくし廣口が出席いたしました。管理者の伊藤村長の召集あいさつ後、仮議席の指定、議長選挙、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定、副議長選挙が行われました。会期については議事終了までと決定され、議長に葛城議員、副議長に曾爾村の東口議員が選出されました。つぎに、同意第1号、監査委員の選任についてが上程されました。これは、本村派遣議員である木村議員の辞職に伴い、議会議員選出の監査委員を新たに選任するもので、曾爾村の大向議員が選任され同意を求めるものであります。提案されました議案は1件で、全員賛成で同意され、午後2時40分に閉会しました。以上で、令和5年曾爾御杖行政一部事務組合議会臨時会の報告といたします。
- 議長(葛城昌俊君):廣口議員、ご苦労様でした。

## ◎諸般の報告(東宇陀環境衛生組合議会)

- 議長(葛城昌俊君):次に、8月4日に開催されました、東宇陀環境衛生組合議会臨時会の報告を求めます。派遣議員を代表して、4番古川芳明君よろしくお願ひします。
- 4番(古川芳明君):議長、4番古川。
- 議長(葛城昌俊君):古川芳明君。
- 2番(古川芳明君):それでは、令和5年東宇陀環境衛生組合議会臨時会の報告をさせていただきます。去る、8月4日午後2時より、令和5年東宇陀環境衛生組合議会臨時会が東宇陀クリーンセンターにおいて開催されました。宇陀市からは、組合議長として上田議員、組合議員として田中剛志議員、松浦利久子議員、井谷憲司議員が出席いたしました。曾爾村からは、組合議員として田中稔一議員、松本喬議員、大向實議員が出席いたしました。本村御杖村からは、組合議員として

山岡隆良議員、松岡一生議員とわたくし古川が出席いたしました。組合議会臨時会については、10名全員の出席で議会は成立し、その後、日程に基づき議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定を行い芝田管理者の挨拶の後議事に入りました。付議された案件は、同意第1号東宇陀環境衛生組合監査委員の選任同意について、同意第2号東宇陀環境衛生組合監査委員の選任同意について、以上2件が提案されました。同意1号2号ともに、事務局長より説明があり、以上の件が原案どおり全会一致により可決され、午後2時17分に閉会いたしました。以上で、令和5年東宇陀環境衛生組合議会臨時会の報告とさせていただきます。

○議長(葛城昌俊君):古川議員、ご苦労様でした。

## ◎行政報告

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第4行政報告をお願いします。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):9月定例会の開会にあたりまして、行政報告をさせていただきます。まず、新型コロナウイルスの全国の感染状況は、1つの医療機関当たりの患者数が緩やかな増加傾向となっていることが報道されております。このようなことから、新型コロナウイルスワクチン接種の本村における状況についてでございますが、65歳以上の方および基礎疾患をお持ちの方等を対象にしました令和5年春接種につきましては、8月末現在、接種を受けられた方の割合は、全村民では、44.4%、65歳以上の方で見ますと、67.1%となっております。また、初回接種を終えた生後6ヶ月以上の方を対象に、オミクロン株に対応したXBB対応ワクチンを用いる令和5年秋開始接種が、本村においては、9月27日から開始する予定となっております。なお、生後6ヶ月から11歳までの方に係る接種については、村外医療機関での接種を予定しております。続きまして、プレミアム商品券発行事業でございます。令和5年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するため、一般会計補正予算第1号にて村民一人当たりの購入限度額を2倍に増額させて頂きましたが、事業所応援分の村民の購入状況は、1,872件、1,872万円で、購入対象枠のうち64%の販売状況となっております。続きまして、国道368号線の改良事業に係る動向についてご報告いたします。去る7月28日、国道368号改修期成同盟会の総会が三重県多気町で開催され、葛城議長と一緒に出席をさせていただきました。総会では発言の機会をいただきましたので、本村にとってこの368号線が生活や防災において重要な路線であることを説明した上で、来賓として出席されておりました三重県の関係者に対し、改良事業の早期完成を切にお願いしたところでございます。これに対し三重県からは、これまでの事業予算が年間数億円であったところ、昨年度から大幅に増額され、今年度についても当初予算ベースで10億弱の事業費を確保しているとの説明がありました。とはいえ、難所である仁柿峠や下太郎生をはじめ、伊賀名張間の4車線化等、まだまだ改良が必要な箇所は残っており、早期完成には今後も継続的な予算確保が必要となります。期成同盟会では、本年度からここ数年、コロナ禍により自粛しておりました国への要望活動を再開する予定となっております。その際には村としましても事業の早期完成、また継続的な予算確保に向けて今まで以上に要望していかなければならないと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。続きまして、8月14日から15日にかけて、台風7号が襲来しました。台風の進路が、近畿地方直撃の進路予報が発表されておりましたので、村内4カ所の避難所の開設を行うと同時に高齢者等避難警戒レベル3を発令さ

せて頂きました。幸いにも本村では人的な被害は無かったものの、倒木や土砂崩れが多数発生しましたので、応急復旧作業経費等を専決処分により予算計上させて頂きましたので、ご審議をお願いするところでございます。続きまして、令和4年度の決算につきまして、歳入の確保と経費削減や創意工夫などに努めた結果、全会計とも黒字を維持することができました。今後の財政運営につきましては、普通交付税の減少とともにさらに厳しくなることが予想されますが、適時適切な投資はしっかりと行いつつ、無駄のない行財政運営に引き続き努めてまいりたいと思います。結びに、本定例会には、決算認定をはじめ、条例改正や補正予算、人事案件等、16件をご提案しております。慎重審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます、9月定例会の行政報告とさせていただきます。

○議長(葛城昌俊君):これで、行政報告を終わります。

## ◎一般質問

### 山岡議員「米の直接支払制度等について」

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第5一般質問を行います。通告に基づき、順次発言を許可しますので、一問一答でお願いします。はじめに、6番山岡隆良君の一つ目の質問を許可します。

○6番(山岡隆良君):はい。6番山岡。

○議長(葛城昌俊君):山岡議員。

○6番(山岡隆良君):それでは、議長の許可を得ましたので、本村の農業政策について質問させていただきます。平成30年9月定例議会において、村の農地を守り耕作放棄地の増加を防ぐため、国の個別所得補償制度を引き継ぎ、村単独事業として令和元年より5年間の期限付きで、米の直接支払交付金制度の発足を提案させていただき、自家消費分1反を除き残りの耕作面積に対して令和3年までは、反あたり7千5百円の交付金を、令和4年からは肥料等資材や燃料等の高騰を踏まえ増額をお願いし、反あたり1万5千円の交付金を出していただいておりますが、令和元年度からの5年間の期限付き制度であるため、本年度令和5年をもって一旦終了することとなります。また、同じように水田を有効活用しほうれん草等の村の振興作物を作付け、出荷販売する認定農業者等への支援としての担い手加算交付金制度についても同じく令和5年で終了となるため、令和6年度以降の村の考えはどのようなものでしょうか。ちなみに、両制度対象の令和元年度作付け面積は81.6ヘクタールで令和5年作付け面積78.6ヘクタールとなり作付け率96.3パーセントと少し減少しておりますが、高齢化が進む中でも農地が守られているように考えられますので、是非とも令和6年度以降の5年間の延長をお願いできないでしょうか。以上最初の質問とさせていただきます、この後は自席からのやりとりとさせていただきます。

○議長(葛城昌俊君):答弁を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):山岡議員のご質問にお答えさせていただきます。山岡議員からご質問のありました米の直接支払交付金については米の生産農家への支援として、担い手加算交付金については、ほうれん草など村の振興作物を栽培する認定農業者の支援として、それぞれ従前の国の制度を村単独事業として引き継ぎ、令和元年度から5年間の期限付きで制度化したものです。いず

れも農家の経営安定及び遊休農地、耕作放棄地の発生防止、さらには認定農業者といった担い手への農地の集積・集約を期待し制度化したものでございますが、期間を5年間としたのは、一定期間施策を実施した上でその効果を検証し、その検証結果に基づき、今後どのような対策や改善を講じる必要があるのかを検討した上で、次の施策につなげていきたいという意図によるものでございます。これまでの5年間、山岡議員ご指摘のとおり両制度の対象となる作付け面積は若干減少しているものの、一方では村内2つの農業法人を含めた認定農業者への農地の集積が進み、新規の認定農業者も増加傾向にあるなど両制度がその一助となったと考えられる成果も少しずつではありますが見えてきております。いずれの制度も今年度が最終年度となりますので、担当部署には5年間の効果の検証及び評価を詳細に行った上で、現行制度の継続も含めた次期施策への検討、また次年度に向けての必要な予算措置を指示しておりますが、ご承知のとおりここ数年、新型コロナウイルスの感染拡大やロシアによるウクライナ侵攻など激変する社会情勢の影響による燃料、資材、化学肥料等の価格高騰が、農業経営にも大きな負担となっていることを鑑みますと、次年度以降も現行制度の継続は必要ではないかと考えております。次年度予算につきましては、これら以上鑑みたうえで、積極的に取り組んで行きたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上で答弁とさせていただきます。

○6番(山岡隆良君):議長。

○議長(葛城昌俊君):山岡議員。

○6番(山岡隆良君):一つ目の質問ということで、村長の方から丁寧な答弁をいただきありがとうございます。やはり、村長もある程度認識してくれて、担当部局へ指示してくれているようでございますけれど、やはり自分から見てもそれなりの効果はでてきているのかなというように思います。ですから、こういう制度を使いながら、新たに農地を守るために、村おこし協力隊であるとかいろんな人、多くの農業をしてくれる人を呼び込むような施策をいれていただきながら、農地を守るということでやっていってもらいたいと思いますので、どうかひとつ今後もよろしくお願ひしたいと思います。

○議長(葛城昌俊君):答弁はよろしいでしょうか。

○6番(山岡隆良君):はい。

○議長(葛城昌俊君):わかりました。

## 山岡議員「带状疱疹予防接種について」

○議長(葛城昌俊君):続けて、6番山岡隆良君の二つ目の質問を許可します。

○6番(山岡隆良君):議長。6番山岡。

○議長(葛城昌俊君):山岡議員。

○6番(山岡隆良君):それでは、2点目の質問をさせていただきます。新型コロナワクチン XBB.1.5に対応したワクチンの接種が9月20日から令和6年3月31日までの間、自己負担なく国費で実施されます。直近の定点観測によるコロナ新規患者報告数は6月26日から7月2日まで、26週7.24人であったものが、27週では9.14人、28週では11.04人、29週では13.91人、7月24日から7月30日、30週では、15.91人と増加傾向であります。ワクチン接種効果なのかあまり重症化したという話は聞きません。コロナ感染症が5類に引き下げられたことで、いろんな制約が緩和され、私たちの生活も少しずつではありますがもとに戻りつつあります。令和5年8月10日に厚生労働省から発行された令和5年秋開始接種第1報では、特例臨時接種の実施期間は令和6年3月31日までです

と記載されていましたが、その後は有料化されるのでしょうか。もし、されるのであれば村費にて無償で接種ができるような検討をお願いできないでしょうか。次に、日本人成人の90パーセント以上は、帯状疱疹の原因になるウイルスが体内に潜んでいて80歳までに約3人に1人が帯状疱疹になるといわれています。体の片側の一部にピリピリとした痛みと赤み、水疱が帯状にでる病気で帯状疱疹を発症すると、水ぼうそうのウイルスを抑える内服薬、場合により入院し点滴薬で治療することができますが、ただ、神経の損傷がひどいと皮膚の症状が治った後も痛みが続くこともあり、特に高齢者では帯状疱疹神経痛のリスクが高く、また顔面や頭部に帯状疱疹が発症すると、目や耳の神経が障がいされることがあり、まれではありますが視力低下や顔面神経麻痺などの後遺症が残ることがあり、痛みや重症化を防ぐためにも、帯状疱疹ワクチンが重要になります。ワクチンには、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があり、接種費用と効果に若干違いがありますが、50歳以上のワクチン接種希望者への接種費用の半額を助成できないでしょうか。ワクチン接種について、村民の健康を守るという観点からも考え、以上2点、新年度予算に加えていただけるようにご検討の程お願い申し上げます、私の質問とさせていただきます。

○議長(葛城昌俊君):答弁を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):山岡議員ご指摘のとおり、新型コロナワクチンの特例臨時接種の実施期間は、令和6年3月31日までとされており、令和6年度の新型コロナワクチンの接種については、令和5年2月8日国の厚生科学審議会において、検討で得られた考察に加え、新たに得られる知見を注視し、2023年中に結論を得られるよう検討を行う必要があるとされおり、費用負担などについても、国よりまだ示されていませんが、令和5年8月9日厚生科学審議会において、今後、基本方針部会において、本年度の接種の方針を踏まえつつ、感染症の疫学的状況、科学的知見等に基づき議論し、取りまとめを行うが、2024年度以降に予防接種を継続する場合には、安定的な制度の下で実施することを検討することが適当であるとされており、本村においても、2023年中に結論が得られる国の動向を踏まえ、対応について判断してまいりたいと考えております。次に、帯状疱疹ワクチンについてですが、現在、法令で定められた定期予防接種の対象疾病ではないため、ワクチンを接種する場合は、任意予防接種となっております。任意予防接種とは、個人が感染症にかかったり重症化したりすることを防ぐために、本人の希望と接種する医師の責任と判断によって行うものです。帯状疱疹ワクチンについては、現在、国の厚生科学審議会において、予防接種法に基づいて行う定期予防接種として追加を検討するワクチンの1つとして、ワクチンの効果やその持続期間、導入に最適な対象年齢、2種類のワクチンの比較、安全性や医療経済学的評価等について検証、評価が、慎重に進められている状況であり、本村では現在、帯状疱疹ワクチン接種にかかる費用の公費助成は行っておりません。しかし、予防接種は、ワクチンを接種した方が病気にかかることを予防したり、人に感染させてしまうことで社会に病気がまん延してしまうのを防ぐことを主な目的としています。また、病気にかかったとしても、ワクチンを接種していた方は重い症状になることを防げる場合もあり、引き続き、国の定期予防接種化の動向を踏まえて、判断をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○6番(山岡隆良君):議長。

○議長(葛城昌俊君):山岡議員。

○6番(山岡隆良君):村長ありがとうございます。2件とも国の動向、そこを見ながらということで、答弁



いただいたわけですが、コロナの方につきましてね、5類になったわけなんで入院費の負担なんかもね、抗ウイルスワクチンなんかも5万円するようですが1万円ぐらいの負担を10月以降いただこうかというようなことが新聞にも載ってたわけなんですけれども。予防接種というような形になってって、1アンプル6人という形になってって、集団的に打たないと薬も無駄になるという部分を考えたときに、1本あたりの薬品代が2千7百円と1回ひとり分がね聞かせてもらってるんで、そうゆう部分も踏まえた中で、できたら高齢者非常に多いですから、村でしたってくれたら非常にありがたいなと思います。それともう一点、带状疱疹につきましては、このごろ最近観ないのですが、このごろ肺炎球菌のコマーシャルはときどき見るんですけど、それまでは以前带状疱疹のコマーシャル、予防接種打たないかというようなテレビで流れとったと思うんですけど。自治体によっては、全国5700ほどある自治体の240ぐらいは半額助成をしている自治体があるようでございます。ですから、非常に重症化というような部分、带状疱疹になったら非常に治りにくいし、治療するまで結構時間もかかるということで、それともう一つは50歳以上の発症率は6割から7割というふうなことで全体にしめると、そういう形で非常に50歳以上には掛かりやすいということでありますので、できれば国の動向も観ながら村の制度として、また保健福祉関係の充実ということで組み入れたっていただければありがたいなと思います。よろしくお願ひしたいなつということで、国の動向も踏まえた中で、お願ひしたいと思います。以上でございます。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長

○村長(伊藤収宜君):議員おっしゃられてましたように、コロナにつきましては、5類に以降ということで、なかなか全額補助という形は難しい部分、国として難しい部分はあると思います。そうした中どういような方向がでるかによって、村としても半額助成になるのか全額助成になるのか別に致しましても考えて行く必要があるのではないかと考えています。それと带状疱疹についてですけども、確かに50歳以上ですか高齢者になると3人に1人が、厳しい状況があると聞いております。そうした中で、今おっしゃられましたように全国的に観てもまだなかなか少ないわけでございます。よそと合わす必要がないわけなんですけれども。そうした中、奈良県では1村だけが助成をされておると現在のところは聞いております。そうした中で、本村の状況をいいますと去年につきましては11人の方がかかると、今年につきましては7人の方が現在かかっておられると、その内ワクチンを打たれた方が昨年2人と今年1人と、ことで現状としては申し訳ありません带状疱疹に対する認識が私も含めてになるかもわかりませんが、村民の方がどう思っておられるかという部分はあるんですけども、いずれにいたしましてもこれが後遺症が残るとかいろいろなってきた場合に、有効であるということになれば、やはりそれも積極的に取り組んで行く必要があるのではないかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(葛城昌俊君):よろしいですか。

○6番(山岡隆良君):はい。結構です。

## 張間議員「入学支度金の支援について」

○議長(葛城昌俊君):次に、張間裕子君の質問を許可します。

○1番(張間裕子君):はい、議長。

○議長(葛城昌俊君):張間議員。

○1番(張間裕子君):1番、張間。

○1番(張間裕子君):ただいま、議長の許可を得ましたので私から入学支度金の支援について一般質問をさせていただきます。令和3年12月の定例会、令和5年の全員協議会と二度にわたり、子育て支援策として通学補助金について質問をさせていただきました。村長は令和3年12月の定例会では、かつて廃止になった状況や現在の通学の実態を再確認し検討したいと述べられ、令和5年1月の全員協議会では先に一般質問した通学補助金のその後の経過についてお伺いしたところ、過去のような通学補助金を現金で支給するという形はなかなか難しいとのお答えでした。そこで、子育てをしていく中で、高校や大学の入学時には、大きなお金が必要となります。その入学時に必要な費用の一部を支援していただけるような施策があれば、親御さんの経済的負担も少し軽減されるのでは、という提案をさせていただき、そのことに対して、村長は令和5年度予算に間に合うか分かりませんが、早急に検討をし、結論を出していかなければならないと前向きな回答をいただきました。物価高騰が進み、子どもを産み育てる事が厳しい世の中において、継続して御杖村に住み続けてもらえる村独自の施策として、私が提案させていただきました入学支度金的な支援について、もう一度村長のお考えをお聞かせ下さい。

○議長(葛城昌俊君):答弁を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):近年、全国的に少子化が進む状況への対応といたしまして、国や県におきましても様々な子育て支援策が実施・検討されています。本村におきましても、これまでに保育料や給食費、医療費の無料化をはじめ、児童一時預かり事業、グローバル人材育成塾などの様々な子育て環境の充実に取り組んでまいりました。高校や大学への入学時には多くの費用を要することは承知いたしておりますが、現在、高校生には国の制度として高等学校等就学支援金での授業料相当額の無償化が行われており、保護者負担は昔に比べてずいぶん軽減されています。また、経済的に厳しい家庭に対しましては、国や県の支援制度も有り、本村でも御杖村高等学校等奨学金給付の制度を設けています。大学につきましては、進学率の状況もございますので一律的な補助金給付にはなじまないと考えております。張間議員から以前より質問をいただいていた子育て支援施策の拡充につきましては、現行におきまして小学校と中学校の修学旅行費用の一部助成を行っていますが、これを全額補助することで保護者の経済的負担を軽減できるよう次年度以降予算編成に向けて考えているところでございます。子育て世帯の費用負担、これを少しでも軽減ではというように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長(葛城昌俊君):張間議員。

○1番(張間裕子君):はい、議長。村長、答弁ありがとうございます。村長は、6月の新聞の出馬表明の記事の中で、移住定住を含めた少子化対策に意欲的な発言をされておりました。親御さんが安心して子育てできる村、たくさん子ども達の笑い声が響く村を目指して、様々な角度から、やはり高校が近くにないということも踏まえまして、この村に合った新しい子育て支援策、よその村他にはないような魅力ある施策の実現をお願ひしまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議員おっしゃるとおりでございます。村に移住定住を進めるについては、魅力ある子育て施策が必要になってくると考えております。そうした中、いろいろ考え方はあると思ひますが、まずはここで住んでおられる小中学校の方、保育所の方、この方たちに対して村が何がで

きるかということを考えさせていただきまして、先程答弁させていただきましたように修学旅行については小中学校無償化を進めて行きたいということで、一步一步づつではございますが、なんとか魅力あるむらづくりを進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長(葛城昌俊君):よろしいですか。

○1番(張間裕子君):はい。

○議長(葛城昌俊君):これで、一般質問を終わります。

## ◎御杖村選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について [選挙]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第6御杖村選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙を議題とします。本件につきましては、現在の御杖村選挙管理委員会の委員及び補充員の方々が、令和5年10月1日に任期4年の満了を向かえることから新たに委員及び補充員を選任するにあたり、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により選挙を行うものです。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による、指名推薦の方法を用いたいと思ひます。ご異議ありませんか。

「(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推薦の方法を用いることに決定しました。お諮りします。指名については、議長において指名することにしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

「(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。指名推薦名簿案を配布します。

(「推薦名簿案」事務局配布)

○議長(葛城昌俊君):配布漏れはありませんか。それでは、御杖村選挙管理委員会の委員及び補充員を指名させていただきます。配布いたしました名簿のとおり、御杖選挙管理委員会の委員に、今西隆雄さん、森本敏昭さん、西俣隆太郎さん、岡田啓子さん、御杖村選挙管理委員会の補充員に、中村光さん、元橋徳江さん、高山栄子さん、山本和美さんを指名いたします。お諮りします。ただいま、わたくし議長が指名いたしました方々を、御杖村選挙管理委員会の委員及び補充員の当選人を定めることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、ただいま指名致しました御杖村選挙管理委員会の委員に、今西隆雄さん、森本敏昭さん、西俣隆太郎さん、岡田啓子さん、御杖村選挙管理委員会の補充員に、中村光さん、元橋徳江さん、高山栄子さん、山本和美さんが当選されましたので、御杖村議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知を致します。

## ◎承認第6号専決処分の承認を求めることについて (令和5年度御杖村一般会計補正予算(第4号))

[上程、説明、総括的質疑、付託]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第7承認第6号専決処分の承認を求めることについて、令和5年度

御杖村一般会計補正予算第4号を議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、一般会計の歳入歳出それぞれに980万円を追加し、補正後の総額を28億5,767万5千円とするものです。内容は、先月8月14日から15日にかけて襲来しました台風7号による災害復旧費について、専決処分を行ったものでございます。早急に予算措置が必要となったことから、去る8月16日に専決処分をしましたので、承認をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第7承認第6号専決処分の承認を求めることについて、令和5年度御杖村一般会計補正予算第4号は、予算決算委員会に付託することに決定しました。

## ◎議案第32号御杖村簡易水道事業の設置等に関する 条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第8議案第32号御杖村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題と致します。本案については、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、令和6年4月より簡易水道事業特別会計が地方公営企業法の適用事業へ移行するため、新設の条例の制定を行うものでございます。詳細につきましては、住民生活課長が説明申し上げます。

○住民生活課長(仲子雄史君):議長。

○議長(葛城昌俊君):仲子住民生活課長。

○住民生活課長(仲子雄史君):はい、議長。それでは、議案第32号御杖村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について、説明させていただきます。現在、人口減少社会に入り、国、地方の財政状況が厳しさを増す一方で、施設の大量更新時代を迎え、維持管理、更新に多額の費用を要する状況となっております。施設の更新のための費用把握、財源を確保するなど経営基盤を整備し、地方公営企業の提供する住民サービスを安定的に供給するためには、経営状況の的確な把握、機動的な経営が求められ、そのためには地方公営企業法の財務規定等の適用が必要と考えられたことから、総務省におきまして公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップが示さ

れ、本村の簡易水道事業についても、令和6年度から公営企業法の財務規定を適用することと致しました。地方公営企業法の適用を受けるにあたり、本条例の新規制定を行うものでございます。それでは、条例の内容についてご説明いたします。まず第1条では、簡易水道事業の設置に関する規定を設けております。第2条では、地方公営企業法の適用範囲に関する規定を設けております。第3条では、簡易水道事業の経営の基本に該当する部分を規定しております。また2項第2号の給水人口及び第3号給水量につきましては、水道事業経営の認可に係る事業計画において定めたものでございます。第4条では、重要な資産の取得及び処分につきましては、地方公営企業法施行令第26条の3別表第2の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例で規定する金額及び面積の基準に合わせて規定しております。第5条では、議会の同意を要する賠償責任について地方自治法第243条の2の2の規定により、賠償責任の免除に関する金額の基準を定めております。第6条では、議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等につきましては、地方自治法第96条第1項第9号及び第13号が適用除外となるため、その金額を定めたものです。第7条では、会計管理者に事務委任する範囲を定めております。第8条では、業務状況説明書類の作成として、財政状況の公表に関する条例と同様に規定しております。第9条では、利益の処分方法等について規定をしております。第10条では、資本剰余金の処分方法等について規定しております。第11条では、欠損が出た場合の処理について規定しております。以上、ご審議、よろしく願いいたします。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と仲子住民生活課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第8議案第32号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第8議案第32号御杖村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

### ◎議案第33号地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第9議案第33号地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題と致します。本案については、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、令和6年4月より簡易水道事業特別会計が地方公営企業法の適用事業へ移行するため、関係条例の改正及び廃止を行うものでございます。詳細につきましては、住民生活課長が説明申し上げます。

○住民生活課長(仲子雄史君):議長。

○議長(葛城昌俊君):仲子住民生活課長。

○住民生活課長(仲子雄史君):はい、議長。それでは、議案第33号地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、説明させていただきます。先程の議案32号御杖村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定と同様、令和6年度から本村の簡易水道事業につきまして、地方公営企業法の財務適用を受けるにあたり、必要となる関係条例の改正及び廃止となっております。第1条が御杖村簡易水道事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の改正、第2条が御杖村水道事業給水条例の改正、第3条が御杖村簡易水道設置条例の廃止、第4条が御杖村簡易水道事業特別会計条例の廃止となっております。主な改正内容についてですが、第3条の御杖村簡易水道設置条例の廃止 第4条の御杖村簡易水道事業特別会計条例の廃止につきましては、簡易水道事業の公営企業会計への移行に伴い、廃止することになったものでございます。また第1条の御杖村簡易水道事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の改正、第2条の御杖村水道事業給水条例の改正につきましては、廃止となった条例から引用している文言の修正とその他所要の改正となっております。以上、ご審議、よろしくお願いたします。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と仲子住民生活課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第9議案第33号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第9議案第33号地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○議長(葛城昌俊君):ここで暫時休憩とし、午前11時5分より再開いたします。

【休憩 午前11時00分】

【再会 午前11時05分】

○議長(葛城昌俊君):休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

### ◎議案第34号スクールバス購入契約の締結について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第10議案第34号スクールバス購入契約の締結についてを議題と致します。本案については、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とする契約であることから、提案するものでございます。詳細については、教育委員会次長より説明申し上げます。

○議長(葛城昌俊君):中村教育委員会事務局次長。

○教育委員会事務局次長(中村康幸君):はい、議長。現在運行しております大きい方の赤いスクールバスは、今年で23年目の使用となり、老朽化が著しく更新時期を迎えております。この車輛を更新するために、スクールバス購入について8月31日に一般競争入札を行った結果、契約金額(税込み)1千7百3拾8万円で、奈良県磯城郡川西町大字唐院18番地の1、奈良日野自動車株式会社代表取締役今井雅章と、物品売買契約を締結するものです。入札の経緯につきまして、説明報告をさせていただきます。役場内の請負業者等選定審査会を7月25日に開催し、入札参加の条件や購入車輛の仕様等を決定しました。そして8月1日から8月22日までを入札参加受付期間として村のホームページで入札公告を行いました。入札参加申請がありましたのは1社で、8月31日に入札を行った結果、非公表の予定価格税込み2千百2拾4万4千7百4拾円に対しまして、奈良日野自動車株式会社が、1千7百3拾8万円で落札し、9月1日付けで仮契約をいたしております。尚、車輛の納入期限は令和6年3月29日としております。この契約の締結について、ご審議下さいますようお願い致します。

○議長(葛城昌俊君):ただいま、伊藤村長より提案理由の説明と中村教育委員会事務局次長より詳細説明をいただきましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第10議案第34号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第10議案第34号スクールバス購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

## ◎議案第35号御杖村過疎地域持続的発展計画の変更について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第11議案第35号御杖村過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題と致します。本案については、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、本年度の当初予算に計上し議決をいただきました事業の内、過疎対策事業債の充当を予定している事業につきまして、奈良県との事前協議を終えまし

たので、それに伴い必要となる過疎地域持続的発展計画の変更について議決をお願いするものでございます。詳細につきましては、総務課長より申し上げます。

○議長(葛城昌俊君):今井総務課長。

○総務課長(今井智君):はい、議長。過疎地域持続的発展計画の変更をご覧下さい。ページ左側の変更前、村外からの移住促進に取り組むため、空き家バンクの運用や空き家の支援を行うと本文に記載しておりましたが、この続きに、変更後をご覧下さい。本年度当初予算に計上し、議決いただきました単身者集合住宅整備事業につきまして、過疎対策事業債の充当を行うため、過疎地域持続的発展計画の本文に、現在の公営住宅の入居の状況及び単身者集合住宅整備事業の事業目的の追加記載を行い、計画本文を変更したいので、ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長(葛城昌俊君):ただいま、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいただきましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第11議案第35号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第11議案第35号御杖村過疎地域持続的発展計画の変更については、原案のとおり可決されました。

## ◎議案第36号令和5年度御杖村一般会計補正予算(第5号) の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第12議案第36号令和5年度御杖村一般会計補正予算第5号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれに5千3百9拾2万6千円を追加し補正後の総額を29億1千百6拾万1千円とするものでございます。主な内容ですが、歳入では、令和4年度の決算収支に合わせ繰越金の増額補正を行い、歳出においては、基金積立金の増額と、障害者福祉等の過年度交付の国庫補助金及び県支出金の精算による返還の必要が生じたため所要額を計上するものでございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的な質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案については、議会運営委員長報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託すること



にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第12議案第36号令和5年度御杖村一般会計補正予算第5号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

### ◎議案第37号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計 補正予算(第3号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第13議案第37号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第3号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、事業勘定の歳入歳出それぞれに272万円を追加し、補正後の総額を2億7千2百9拾6万万4千円とするものでございます。主な内容ですが、産前産後期間における国保税免除に係るシステム改修の経費及びシステム改修に係る交付金を計上するものでございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的な質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第13議案第37号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第3号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

### ◎議案第38号令和5年度御杖村介護保険特別会計補正 予算(第1号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第14議案第38号令和5年度御杖村介護保険特別会計補正予算第1号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれに5千百万5千円を追加し、補正後の

総額を4億9千百3拾万3千円とするものでございます。主な内容ですが、歳入では、令和4年度の決算収支に伴う繰越金の増額を行い、歳出では、介護給付に係る前年度補助金の精算より返還の必要が生じたため、所要額を計上するものでございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的な質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第14議案第38号令和5年度御杖村介護保険特別会計補正予算第1号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎認定第1号令和4年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定  
について、認定第2号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号令和4年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号令和4年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

[一括上程、一括説明、一括総括的質疑、一括付託]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第15認定第1号令和4年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第16認定第2号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17認定第3号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18認定第4号令和4年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第19認定第5号令和4年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上5議案は、令和4年度各会計決算の案件ですので、一括議題とします。まず、一般会計決算について、説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、地方自治法第233条の規定により、令和4年度の御杖村一般会計歳入歳出決算について認定をお願いするものでございます。決算の額でございますが、歳入総額27億1千7百8拾8万8千9百8拾4円、歳出総額25億4千8拾万7千百3拾4円、差引額1億7千7百8万1千8百5拾円で、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額は1億7千百7拾6万4千8百5拾円となりました。内容については、会計管理者が説明を申し上げます。

○議長(葛城昌俊君):松本会計管理者。

○会計管理者(松本慶一君):はい。失礼します。令和4年度一般会計決算について、本日提案を致

しました概要につきまして、決算の内容に関する説明書をお配りさせて頂いておりますので、こちらに基づきまして概要をご説明致します。1枚めくって頂きまして、1ページをご覧下さい。1、一般会計決算の概要。予算の執行にあたって、計上した歳入については財源の確保に努め、歳出については経費の節減と執行の効率化に努めた結果、令和4年度の一般会計歳入歳出決算額は、決算書の123ページの実質収支に関する調書のとおり歳入総額27億1千7百8拾8万8千9百8拾4円、歳出総額25億4千8拾万7千百3拾4円、収支差引額1億7千7百8万1千8百5拾円となりました。収支差引額から、繰越明許費によって翌年度へ繰り越すべき財源5百3拾1万7千円を差し引いた、1億7千百7拾6万4千8百5拾円の黒字となりました。歳入決算の状況について。令和4年度の歳入総額は、27億1千7百8拾8万9千円で、前年度と比較して2億5千4百4拾7万7千円減少しています。歳入の主な内訳は、地方交付税14億3百7万9千円構成比51.6%、国、県支出金4億5千7百5拾3万1千円同16.8%、村債3億7千9拾万円同13.7%、繰越金1億7千7百6拾2万9千円同6.5%、村税1億1千百4拾8万4千円同4.1%等となっています。詳細につきましては、次のページ、2ページの第1表一般会計歳入決算の内訳のとおりでございますが、朗読は省略させて頂きます。これを前年度決算額と比較しますと、村税は第2表のとおり、総額で1億1千百4拾8万4千円、対前年度百4拾3万2千円、1.3%の減額となりました。個人村民税については、高齢化による給与所得者や高額所得者の減少により、百3拾7万3千円、3.6%の減額となり、固定資産税については、償却資産の減価償却等により、3拾6万3千円、0.6%の減額となりました。それぞれの税の状況は次のページ、3ページ、第2表村税決算の状況のとおりでございます。地方譲与税は、5千9百6拾4万1千円で、前年度に比べて4百7拾9万9千円、8.8%の増額となりました。森林環境譲与税については、2千6百7拾4万4千円の交付を受け、森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされており、充当した事業等については、第3表のとおりとなっています。4ページをご覧下さい。地方消費税交付金は、3千3百8万9千円で、前年度に比べて百7拾2万5千円、5.0%の減額となりました。消費税率引上げによる増収分の交付額は、1千7百8拾2万5千円となりました。この増収分については、すべて社会保障施策に要する経費に充てることとされており、主なものは第4表のとおりです。地方交付税は、普通交付税と特別交付税をあわせて14億3百7万9千円で、前年度に比べて4千3百拾5万7千円の減額となりました。普通交付税については、高齢者人口の減、公債費前年度根拠数値の誤りにより、4千4百拾9万1千円の減額となりました。また、交付税の振替措置とされている臨時財政対策債は、1千9拾万を借り入れました。5ページをご覧下さい。分担金及び負担金は、老人保護措置費負担金について対象者がなかったため、6拾5万1千円、99.7%の減額となりました。使用料及び手数料は、し尿運搬手数料等の減少により、6万7千円、0.3%の減額となりました。国、県支出金は総額4億5千7百5拾3万1千円で、対前年度4千2拾9万2千円、8.1%の減額となりました。国庫支出金の、統合学校施設整備事業補助金の皆減や住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の減額が主な要因です。国、県支出金のうち主なものは、第5表に列記したとおりです。財産収入は、1千7百7拾2万4千円で、前年度に比べて1千2百2拾9万4千円、226.4%の増額となりました。プレミアム商品券売払収入が増額の主な要因です。令和4年度末における基金の現金保有残高は39億6千7百1万円で、各基金別の内訳は6ページの第6表のとおりです。繰越金は、1億7千7百6拾2万9千円で、対前年度2千7百万6千円、13.2%の減額となっています。諸収入は、2千8百8拾2万円で対前年度9百4拾4万5千円、48.7%の増額となりました。消防団員退職報償金の増額、桜井宇陀広域連合派遣職員負担金の皆増が主な要因となっています。村債は、借入総額は、3億7千

9拾万円で、対前年度比較では、1億7千7百7拾万円、32.4%の減額となりました。そのうち、過疎対策事業債については、菅野体育館公民館耐震改修工事やケアハウス施設整備事業をはじめとする普通建設事業等の財源として、3億5千7百3拾万円の借入れを行いました。交付税の振替措置による臨時財政対策債、交付税算入100%については、1千9拾万円の借入れを行いました。また、奈良県急傾斜地崩壊対策事業費負担金の財源として、百8拾万円の公共事業等債、防災安全交付金事業及び9拾万円の一般単独事業債、自然災害防止事業の借入を行いました。地方債の目的別借入内訳は、次のとおりです。過疎対策事業債、3億5千7百3拾万円、臨時財政対策債、1千9拾万円、公共事業等債、防災安全交付金事業百8拾万円、一般単独事業債、自然災害防止事業9拾万円、7ページをご覧ください。歳出決算の状況について。令和4年度の歳出総額は25億4千8拾万7千円で、前年度と比較して2億5千3百9拾3万円、9.1%の減となりました。目的別決算の主な内訳は、第7表のとおり、総務費7億1千百7拾1万8千円、構成比28.0%、民生費4億7千9百9万1千円、同18.9%、土木費2億3千9百3拾2万2千円、同9.4%、教育費2億3千6拾5万8千円、同9.1%となりました。前年度決算と比較して増額となった項目では、商工費が姫石の湯空調更新工事、木質バイオマスエネルギー利用施設整備工事等により、1億9百2拾1万2千円、118.6%の増、農林水産業費が人件費、農業振興各種補助金等により、4千7百9拾9万7千円、42.4%の増、民生費がケアハウス施設整備工事等により、3千5百8拾6万3千円、8.1%の増、土木費が路面性状調査業務、村道三畝線他災害防除測量設計業務、村道三畝線等舗装補修工事等により、3千2百3拾1万5千円、15.6%の増となりました。一方、減額となった項目については、教育費が統合学校施設整備事業の完了により、4億2千3百拾8万6千円、64.6%の減、総務費が財政調整基金積立金の減により、5千5百2拾2万4千円、7.2%の減、消防費が昨年度事業のドクターヘリ場外離着陸場整備工事、統合学校施設防火水槽設置工事等の完了により、1千6百4万2千円、13.2%の減少となりました。9ページをご覧ください。性質別決算の主な内訳は、第8表のとおり、普通建設事業費、5億4千8拾万8千円、構成比21.3%、人件費、4億4千8百4拾8万4千円、同17.6%、補助費、4億1千6百5拾8万3千円、同16.4%、物件費、3億4百2拾8万1千円、同12.0%、積立金、2億7千2百万3千円、同10.7%、公債費が、2億1千2百3拾2万9千円、同8.4%等となっています。前年度決算額と比較しますと、人件費は、地域おこし協力隊報酬、退職手当、組合負担金の減等により、8百6拾6万3千円、1.9%の減額となりました。物件費は、情報機器更新、セキュリティ強化事業、新個人情報保護法対応事業等によって、2千8拾9万1千円、7.8%の増額となりました。維持補修費は、庁舎エレベーター修繕、ケアハウスエレベーター修繕等により、3百3拾6万4千円、27.2%の増となりました。扶助費は、子育て世帯への臨時特別給付金の皆減等により、8百7拾4万7千円、5.8%の減額となりました。補助費は、一部事務組合に対しては、宇陀衛生一部事務組合負担金の増額等により、2千6拾2万6千円、15.5%の増額となりました。一部事務組合以外の補助費については、地域振興券交付事業、プレミアム商品券発行事業、農業経営基盤強化事業、新規就農者育成総合対策事業等により、8,805万7千円(50.4%)の増額となり、補助費全体としましては、1億8百6拾8万3千円、35.3%の増額となりました。主な補助費の内訳は第9表のとおりです。公債費は、令和4年度より償還を開始した債務と令和3年度までで償還の終了した債務との差額により、1千9拾7万7千円、5.5%の増額となりました。積立金は、財政調整基金積立の減等により、1億4千6百8万5千円、34.9%減額となりました。繰出金は、介護特会、国保特会、事業勘定等への繰出しの減により、5拾4万3千円、0.3%の減額となりました。11ページをご覧ください。普通

建設事業費につきましては、統合学校整備事業の完了により、2億3千4百8拾万7千円、30.3%減少しています。普通建設事業の主な事業は、第10表のとおりです。以上で一般会計決算の概要説明を終わらせて頂きます。詳細につきましては、決算事項別明細書や主要施策の成果に関する報告書をご覧頂きまして、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長(葛城昌俊君):次に、特別会計決算を一括して、説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、地方自治法第233条の規定により、簡易水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、以上4会計の令和4年度歳入歳出決算ついて、認定をお願いするものでございます。それぞれの決算概要については、会計管理者が説明を申し上げます。

○議長(葛城昌俊君):松本会計管理者。

○会計管理者(松本慶一君):はい。失礼します。令和4年度特別会計決算につきまして、決算の内容に関する説明書12ページをご覧下さい。第11表のとおり、特別会計決算の状況でございます。簡易水道事業特別会計は、歳入総額1億2千7百拾1万2千円、歳出総額1億2千6百拾33万8千円、収支差引額は、9拾7万4千円となりました。前年度との比較では、歳出において、配水管更新事業費は減額となりましたが、非常用発電機の設置費用及び水道料金システムの更新費用等が増加したため、1千3百万4千円の増額となりました。一般会計からの繰入金も、前年度に比べて8拾万5千円の減額となりました。1枚めくって頂きまして、13ページをご覧下さい。国民健康保険特別会計事業勘定の歳入総額は、2億1千7百5拾4万3千円、歳出総額は、2億1千7百3拾3万8千円、収支差引額は2拾万5千円となりました。前年度との比較では、歳出において制度改正に伴うシステム改修費が増額となったものの、直営診療施設勘定繰出金、保険給付費等の減少により、1千6拾8万4千円の減額となりました。国民健康保険特別会計診療施設勘定は、歳入総額、9千4拾6万2千円、歳出総額、9千3拾5万6千円、収支差引額は、拾万6千円となりました。前年度に比べて歳出では、退職手当負担金等が増額となりましたが、備品購入費の減少等により、百6拾6万7千円の減額となりました。介護保険特別会計は、歳入総額、4億7千2百7拾1万円、歳出総額、4億2千3百7拾4万1千円、収支差引額は、4千8百9拾6万9千円となりました。前年度に比べて歳出では、保険給付費のうち介護サービス費は減少となりましたが、介護給付費負担金等償還金、保険給付費のうち高額医療合算介護サービス費等が増加したため、6百8万2千円の増額となりました。後期高齢者医療特別会計は、歳入歳出総額各、3千9百7拾6万9千円となりました。前年度に比べて歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金等の増加に伴い、9拾4万4千円の増額となりました。なお、最後に村債の状況について説明させて頂きます。

3、村債の状況。村債の目的別の増減及び現在高の状況は第12表のとおりです。令和3年度末における村債の現在高は、一般会計と特別会計を合わせて28億4千9百9拾9万4千円でしたが、令和4年度中に、普通建設事業等の財源としての地方債、4億1千4百7拾万円の借り入れを行い、一方既に借りている村債について、2億5千2拾1万5千円の元金償還を行った結果、令和4年度末の借入現在高は30億1千3百4拾7万9千円となり、前年度と比較して1億6千3百4拾8万5千円、5.7%増加しました。地方債の借り入れについては、後年において地方交付税によってその償還に対する財源措置のある有利な地方債の活用を行い、財政負担の軽減に努めていま

す。以上で特別会計の決算の概要並びに村債の状況についての説明を終わらせていただきますが、一般会計同様、詳細につきましては、決算事項別明細書等をご覧いただきまして、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長(葛城昌俊君):ここで、令和4年度一般会計及び特別会計の決算について、監査委員に決算審査の意見を求めます。山岡監査委員。

○6番(山岡隆良君):議長、6番山岡。

○議長(葛城昌俊君):山岡議員。

○6番(山岡隆良君):お手元の令和4年度御杖村一般会計、特別会計の決算審査意見書をご覧いただきたいと思います。この決算審査につきましては、去る8月23日に、片桐監査委員とともに審査を実施させて頂きました。決算審査意見書の各諸表の朗読は省略させていただき、7ページの決算審査結論の朗読をもって報告に代えさせて頂きたいと思います。令和4年度決算審査結論。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に基づき、本村の令和4年度健全化判断比率等について審査したところ全てにおいて基準以下となっている。日本の景気の先行きは、雇用、所得環境が改善する中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されている。ただし、世界的な金融引き締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。令和4年度は、国の事業として、非課税世帯への臨時特別給付金や電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金が給付され、また村の事業として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、地域振興券交付事業や子育て支援給付金事業が実施され、村民への生活支援が行われた。電気料金の値上げや燃料価格の高騰など、村民の家計を圧迫する状況が続く中、今後も、国、県の施策と連動させながら、村民が安全、安心に生活できるよう強力な支援を行うとともに、地域経済の振興策を講じることを期待する。本村は、財源の約半分を地方交付税に依存しており、今後は、人口の減少とともに、地方交付税の減額が見込まれるが、村職員が創意工夫のうえ限られた財源を有効に活用し活力ある村づくりに全力を注いでいただきたい。最後に、第4次長期総合計画の着実な推進と、目指す村の将来像の実現に向け、3つの基本目標に掲げるむらづくり施策に、村長はじめ職員が一丸となって取り組みを実行されるようお願いし、令和4年度決算審査の結論とする。

○議長(葛城昌俊君):山岡監査委員ありがとうございました。ただ今、当局よりの説明と、監査委員より決算審査に係る意見をいただきました。これから決算5議案について一括して、統括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。各会計決算の認定議案についても、議会運営委員会の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、一括して予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第15認定第1号から日程第19認定第5号までの令和4年度における一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の認定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

## ◎同意第10号御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任 につき同意を求めることについて

[上程、説明、採決]

- 議長(葛城昌俊君):次に、日程第20・同意第10号御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについてを議題と致します。本案については、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(葛城昌俊君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):固定資産評価審査委員会の委員3名のうち、1名の方が12月23日付けをもって任期満了となります。地方税法の規定によりまして、委員は当該市町村の住民、市町村民税の納税義務がある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任することになっております。今回、同意を求めますのは、引き続き就任をお願いしたい大字神末の森本篤賢氏です。ご存知のとおり森本氏は、御杖村役場に長年勤務され、この間には税務業務も経験され、固定資産の評価についても精通されていることから、適任者としてお願いするものです。なお、任期につきましては、令和8年12月23日までの3年間となります。同意いただけますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。
- 議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきました。本案につきましては、御杖村議会会議規則第59条第4項の規定により、質疑及び討論を省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第20同意第10号については、質疑及び討論を省略します。これより、日程20同意第10号について採決を行います。これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

- 議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第20同意第10号、御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

## ◎報告第2号継続費精算報告書について

[上程、説明、質疑]

- 議長(葛城昌俊君):次に、日程第21報告第2号、継続費精算報告書についてを議題と致します。本案について、概要の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(葛城昌俊君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):本案につきましては、令和2年度から4年度の3カ年において継続費を組みました簡易水道資産台帳整備事業について、その継続年度を終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により精算報告を行うものでございます。内容につきましては、住民生活課長から報告いたします。

○議長(葛城昌俊君):仲子住民生活課長。

○住民生活課長(仲子雄史君):はい、議長。それでは、令和2年度から4年度にかけて設定しておりました簡易水道資産台帳整備事業について、精算報告をさせていただきます。簡易水道資産台帳整備事業につきましては、令和6年度から地方公営企業法の適用を受けるに当たりまして進めてきた事業で、県内の簡易水道設置団体11村のうち、独自に進めてきた1村を除いた10村で奈良県の共同発注により簡易水道の固定資産台帳整理を行ったものでございます。各年度の執行実績についてご報告致します。令和2年度計画額が、百2拾6万5千円に対しまして、支出実績が百2拾4万1千7百4円、財源としまして、国庫支出金が2拾万円、地方債こちら簡易水道事業債となりますが、百万円を充当し、充当残の4万1千7百4円が一般財源となりました。続きまして、令和3年度計画額が3百拾7万1千円に対しまして、支出実績が3百拾万9千9拾9円、財源としまして国庫支出金が5拾万円、地方債が2百6拾万円を充当し、充当残の9千9拾9円が一般財源となりました。令和4年度計画額が百9拾万4千円に対しまして、支出実績が百8拾6万7千百2拾7円、財源としまして国庫支出金が3拾万円、地方債が百5拾万円を充当し、充当残の6万7千百2拾7円が一般財源となりました。3カ年の合計額としまして、全体計画額、6百3拾4万円、支出実績が、6百2拾1万7千9百3拾円、財源としまして、国庫支出金が百万円、地方債が5百拾万円 一般財源が拾1万7千9百3拾円となりました。以上になります。ご審議の程宜しくお願いいたします。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、伊藤村長より概要説明と仲子住民生活課長より詳細報告をいただきましたので、質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。以上で、日程第21報告第2号、継続費精算報告書についてを終わります。

### ◎報告第3号令和4年度御杖村教育委員会の権限に属する事務 の管理及び執行の状況に関する点検・評価の報告について

[上程、説明、質疑]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第22報告第3号、令和4年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検、評価の報告についてを議題と致します。本案について、内容の説明を求めます。鈴木教育長。

○教育長(鈴木泰弘君):はい、議長。

○議長(葛城昌俊君):鈴木教育長。

○教育長(鈴木泰弘君):失礼致します。令和4年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により教育委員による点検・評価を行った内容について、結果を提出しそして報告をさせていただきます。なお、お手元の報告書の評価基準については、表紙の裏面にありますABCDの4段階による評価となっております。教育委員会では、第4次御杖村長期総合計画に基づいて、学校教育、社会教育及び、社会体育、文化の振興のために、教育行政を推進しております。教育行政の事務の管理、執行について、8月23日の教育委員会議において、教育委員による点検、評価を実施しました。また、第三者による評価、検証をいただきました。大項目として、①教育委員の活動、②総



務、学校教育関係、③社会教育、文化、体育関係、④総務管理⑤その他5つの観点から。中項目では、教育委員会活動を4項目、総務、学校教育関係を6項目、社会教育、文化、体育関係を12項目、総務管理を1項目、その他を1項目としてまとめています。小項目毎の点検、評価では、文章表記と共に4段階評価を記載していますが、Aが16、Bが24、Cが3、Dが1となっております。なお、社会教育の高齢者学級の評価については、コロナ対策で中止となりましたので評価を実施しておりません。教育委員会では、御杖村長期総合計画、御杖村の学校教育の基本方針を受けて、小中学校の教育の一貫性を確保し、児童生徒の学力の向上と豊かな心の育成、コミュニケーション能力の伸長や規範意識の確立を目指して、教育を進めております。管理執行状況について、細かなことは報告書ご覧いただきたいと思いますけれども、点検、評価の中から何点かについてご説明、報告申し上げます。教育委員の活動についてでございます。月例の委員会では、学校教育の様子や教育委員会の業務について、様々な意見や提起をいただき、本村教育の充実に向けた協議を行うことができたと考えております。コロナ禍により、従来開催されていた研究会や研修会が、書面発表等となり研修の機会を充分確保することができませんでしたが、定期の学校訪問や行事、授業参観などによって、教育活動の現状把握、理解につとめました。その中で昨年度は中止となっていました、曾爾村教育委員会との合同研修会はコロナ対策を取りつつ、充実した内容の研修を行うことができました。今後もつづけて行きたいと考えております。教育委員と村長との総合教育会議においても、御杖村教育大綱の策定に向けた協議も行っていました。つづいて、学校教育関係について。施設一体型の小学校、中学校という環境の中で、目指すべき学校教育の基本方針を定めつつ、小中学校の教員が、ともに児童生徒を見守りながら、教育活動を進めることができたと考えます。小学校と中学校の教員が学校の枠を超えて、児童生徒の学校生活を見守り、9年間の間に児童生徒が成長していく姿を、具体的なイメージで捉えることができました。中学校の教員が、専門性を活かしての乗り入れ授業の実施や、小中合同の集会や全職員と児童生徒との交流を行い一貫教育の充実に努めてきました。また小中教員の密接な連携ということで、小中一貫教育の充実を目指しながら、授業づくり家庭学習研究部会、個別の指導インクルーシブ教育部会、コミュニケーション力向上研究部会、ICT 教育研究推進部会の4つの部会に、全ての小中教員が所属し共通認識を持ちながら研究を進めることもできました。今後も、小中学校の全教員が共通の課題を設定し、小中一貫の教育活動を進めて参りたいと思います。ICT教育と環境の整備についてです。黒板に設置を進めているパソコンと連動する大型プロジェクターは、児童生徒の視覚による学習理解や興味関心を高めるために大きな役割を果たしています。本年度も小学校の教室に2台のプロジェクターを設置することができました。また、全児童生徒に貸与されているタブレット端末を使い、授業の復習、調べ学習、プレゼンの作成等、有効に活用されております。次に学級編成、村費講師についてです。小学校における学級編成は、それぞれの学年が独立した単式学級の維持が重要です。令和4年度も、村費講師を2名配置いただき、県費の教員と合わせ、単式学級による体制を維持することができました。また、特別支援教育支援員も配置いただき、支援を必要とする児童に適切な支援態勢をとることができたと考えております。中学校における教職員について、国の基準定数ではすべての教科の教員の配置ができないため、不足を生じた教科については、県費の非常勤講師の配置を求め、学校運営に支障をきたさないよう務めました。全国、奈良県でも講師の人材確保が大きな課題となっています。村費講師、非常勤講師の確保は今後も大きな課題です。就学に関する事務や教育支援委員会の取り組みも適正にスピード感を持って行うことができたと考えております。地域学校パートナーシップ事業では、学校運営協議

会と学校協働実行委員会の連携のもと、学校支援ボランティアの積極的な協力によって、総合的な学習を中心に、本当に様々に地域での心豊かな子どもを育てるための、学習活動を推進することができました。放課後児童一時預かり事業についても、菅野体育館と公民館が対進改修中ということで、開発センターに於いて実施し、放課後の児童が安全で、安心して過ごせる場所の確保を最優先しながら、事業を継続して参りました。社会教育についてでございます。次に、社会教育についてです。コロナ禍の状況の中で、高齢者学級が中止となり、家庭教育学級、女性学級、公民館の各種教室が縮小された状態での実施となりました。曾爾村との合同開催となっている郡民マラソン大会は、旧御杖小学校を会場として、久しぶりに両村参加者を迎え実施することができました。各種団体やサークルからは、高齢化、人口減少の中で、従来行われていた事業が円滑に進まないといった課題も明らかになっております。さらには社会教育に関する諸団体の組織運営についても、さまざまな課題が浮かび上がっているところであり、社会教育全般の在り方を検討することも求められていると考えています。進められていました菅野体育館と併設する公民館の耐震改修工事も終わり、神末レクリエーション体育館耐震改修工事に向けた工事設計にかかる業務委託も行われ、令和5年には改修工事が始まる予定です。また、老朽化が進んだセンター横の教員宿舎の改修に向けた設計業務の委託も行ってきたところです。工事が始まっているところでございます。歴史、文化の振興に関する内容です。歴史文化財の保存では、令和4年度は、伊勢本街道整備について、岩坂峠650メートルの地形測量、また桜峠と岩坂峠の発掘調査を行うことができました。今後文化財登録に向けた準備を進めていきたいと考えています。最後に、旧御杖小学校の校舎校地の活用についてです。活用につきましては、文部科学省の廃校舎活用プロジェクトのホームページ上に、写真や様々な校舎に関する情報をのせて全国に周知をしているところです。検討委員会に於いて民間活用に向け、業者等に積極的にアプローチをかけるという方針が出され、活用に向けた取り組みを進めて参りました。最後のページには、第三者による評価を、学校運営協議会委員の山本和美さんにいただきましたので、添付させていただいております。以上、令和4年度、管理執行状況、評価についての報告とさせていただきます。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、鈴木教育長より内容の説明をいただきましたので、質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。以上で、日程第22報告第3号、令和4年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検、評価の報告についてを終わります。

## ◎散会の宣言

○議長(葛城昌俊君):以上をもって、本日の日程は全て終了致しました。次回の本会議は9月15日金曜日午前10時より開くことに致します。本日は、これにて散会致します。お疲れ様でした。

(午後12時04分散会)

(令和5年9月15日)

## 令和5年第3回(9月)御杖村議会定例会(第2号)

令和5年9月15日(金)  
開議 午前10時00分

### ◎議事日程[審議結果]

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 承認第6号 [原案承認]  
専決処分の承認を求めることについて  
(令和5年度御杖村一般会計補正予算(第4号))
- 第3 議案第36号 [原案可決]  
令和5年度御杖村一般会計補正予算(第5号)の議定について
- 第4 議案第37号 [原案可決]  
令和5年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議定について
- 第5 議案第38号 [原案可決]  
令和5年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第1号)の議定について
- 第6 認定第1号 [原案認定]  
令和4年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第7 認定第2号 [原案認定]  
令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第8 認定第3号 [原案認定]  
令和4年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第9 認定第4号 [原案認定]  
令和4年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認定第5号 [原案認定]  
令和4年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 発委第5号 [原案決定]  
閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)
- 第12 発委第6号 [原案決定]  
閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

### ◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

### ◎出席議員(5名)

|          |          |
|----------|----------|
| 議長 葛城昌俊君 | 1番 張間裕子君 |
| 4番 古川芳明君 | 6番 山岡隆良君 |
| 7番 松岡一生君 |          |

### ◎欠席議員(2名)

|          |          |
|----------|----------|
| 2番 廣口芳弘君 | 8番 木村忠雄君 |
|----------|----------|

### ◎会議録署名議員

|          |          |
|----------|----------|
| 1番 張間裕子君 | 4番 古川芳明君 |
|----------|----------|

### ◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

|     |       |
|-----|-------|
| 村長  | 伊藤収宜君 |
| 教育長 | 鈴木泰弘君 |

|           |           |
|-----------|-----------|
| 副 村 長     | 中 嶋 英 樹 君 |
| 総務課長      | 今 井 智 君   |
| むらづくり振興課長 | 片 岡 保 昌 君 |
| 教育委員会次長   | 中 村 康 幸 君 |
| 住民生活課長    | 仲 子 雄 史 君 |
| 産業建設課長    | 古 谷 匡 敏 君 |
| 保健福祉課長    | 川 上 隆 二 君 |
| 会計管理者     | 松 本 慶 一 君 |

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長 森 本 成 則 君

閉会 午前10時21分

## ◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

## ◎開会及び開議の宣言

○議長(葛城昌俊君):皆さん、おはようございます。本日の令和5年第3回定例会の続会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。なお、本日の会議に際し、木村議員より病気療養のため、廣口議員より入院療養のため欠席届が出ております。ただ今の出席議員は5名です。地方自治法第113条の規定による定足数に達していますので、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布の日程第2号のとおりとします。

## ◎会議録署名議員の指名

○議長(葛城昌俊君):日程第1会議録署名議員の指名を行います。本日、会議録署名議員廣口議員の欠席に伴い、会議録署名議員が欠けましたので、本日より閉会までの会議録署名議員の指名を行います。御杖村議会会議規則第127条の規定に基づき、4番古川芳明君を指名します。

## ◎承認第6号専決処分の承認を求めることについて (令和5年度御杖村一般会計補正予算(第4号))

[上程、委員長報告、委員長質疑、討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):日程第2、承認第6号専決処分の承認を求めることについて、令和5年度御杖村一般会計補正予算第4号を議題とします。本案につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございます。御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、委員長から審査経過及び結果の報告をお願いします。山岡委員長。

○6番(山岡隆良君):議長、6番山岡。

○議長(葛城昌俊君):山岡委員長。

○6番(山岡隆良君):予算決算委員会を代表しまして、当委員会に付託されました、承認第6号につきまして、その審査の経過と結果についてご報告いたします。まず、審査の経緯でございますが、去る9月7日の本会議におきまして、専決処分による補正予算1件及び補正予算3件、決算認定5件の合計9件の案件が付託されたことにより、9月12日に予算決算委員会を開催いたしました。当日は、木村委員を除く委員及び村長をはじめ各部局の所属長出席のもと審査を行いました。審査の経過でございますが、承認第6号につきまして、質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については全議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、承認第6号は、全員の賛成により、承認すべきもの決定いたしました。以上で、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長(葛城昌俊君):山岡委員長、ご苦労様でした。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありま

せんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、承認です。日程第2承認第6号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第2、承認第6号専決処分の承認を求めることについて、令和5年度御杖村一般会計補正予算第4号は、委員長の報告のとおり承認されました。

◎議案第36号令和5年度御杖村一般会計補正予算(第5号)の議定について、議案第37号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議定について、議案第38号令和5年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第1号)の議定について

[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第3、議案36号令和5年度御杖村一般会計補正予算第5号の議定について、日程第4、議案第37号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第3号の議定について、日程第5、議案第38号令和5年度御杖村介護保険特別会計補正予算第1号の議定について以上の3議案につきましても、予算決算委員会へ付託した案件でございますので、これを一括議題としたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。日程第3議案第36号、日程第4議案第37号、日程第5議案第38号について、御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、予算決算委員会委員長より一括して審査経過及び結果の報告をお願いします。山岡委員長。

○6番(山岡隆良君):議長、6番山岡。

○議長(葛城昌俊君):山岡委員長。

○6番(山岡隆良君):

○議長(葛城昌俊君):山岡委員長、ご苦労様でした。これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎議案第36号令和5年度御杖村一般会計補正予算(第5号)の議定について

[討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。先ず、日程第3、議案第36号

令和5年度御杖村一般会計補正予算第5号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第3議案第36号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第3、議案第36号令和5年度御杖村一般会計補正予算第5号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

### ◎議案第37号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計 補正予算(第3号)の議定について

[討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第4、議案第37号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第3号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第4議案第37号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第4、議案第37号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第3号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

### ◎議案第38号令和5年度御杖村介護保険特別会計補正 予算(第1号)の議定について

[討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第5、議案第38号令和5年度御杖村介護保険特別会計補正予算第1号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第5議案第38号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第5、議案第38号令和5年度御杖村介護保険特別会計補正予算第1号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。



◎認定第1号令和4年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号令和4年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号令和4年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第6、認定第1号令和4年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第2号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第3号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、認定第4号令和4年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、認定第5号令和4年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上の5件は、各会計決算認定の案件ですので、一括議題とします。本件につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございます。御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、委員長から審査経過及び結果の報告をお願いします。山岡委員長。

○6番(山岡隆良君):議長、6番山岡。

○議長(葛城昌俊君):山岡委員長。

○6番(山岡隆良君):それでは、認定第1号から認定第5号の各会計歳入歳出決算認定の5件につきまして、一括して、その審査結果について報告をさせていただきます。審査の経緯につきましては、先に報告させていただきましたとおりでございます。審査の経過でございますが、全5会計を一括議題とし、質疑を行いました。委員より多くの質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については各議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。その後、各会計ごとに討論及び採決を行い、全5会計ともに全員の賛成により、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。以上で、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長(葛城昌俊君):山岡委員長、ご苦労様でした。これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎認定第1号令和4年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について

[討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。先ず、日程第6、認定第1号令和4年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。日程第6認定第1号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第6、認定第1号令和4年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

### ◎認定第2号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計 歳入歳出決算の認定について

[討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第7、認定第2号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。日程第7認定第2号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第7、認定第2号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

### ◎認定第3号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計 歳入歳出決算の認定について

[討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第8、認定第3号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。日程第8認定第3号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程8、認定第3号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

### ◎認定第4号令和4年度御杖村介護保健特別会計歳入 歳出決算の認定について

[討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第9、認定第4号令和4年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。日程第9認定第4号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程9、認定第4号令和4年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

### ◎認定第5号令和4年度御杖村後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算の認定について

[討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第10、認定第5号令和4年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。日程第10認定第5号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第10認定第5号令和4年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

### ◎発委第5号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)

[上程、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第11、発委第5号閉会中の継続調査申出についてを議題とします。議会運営委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定により本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、議会運営委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

### ◎発委第6号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

[上程、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第12、発委第6号閉会中の継続調査申出についてを議題とします。むらづくり委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定によりむらづく

り施策に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

### ◎閉議及び閉会の宣言

○議長(葛城昌俊君):以上をもって、本日の日程は全部終了致しました。本日の会議を閉じます。よって、令和5年第3回御杖村議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

(午前10時21分閉会)

◎議事録署名

御杖村議会会議規則第127条の規定によりここに署名する。

御杖村議会議長

葛城昌俊

御杖村議会議員

張間裕子

御杖村議会議員

廣口芳弘

御杖村議会議員

古川芳明